

第五回國會
衆議院

内閣委員会經濟安定委員会連合審査會議錄第一号

昭和二十四年五月四日(水曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

内閣委員会

委員長代理 理事池田正之輔君

理事青木 正君 理事小川原政信君

理事吉田吉太郎君 理事淺沼稻次郎君

理事有田 喜一君 理事鈴木 幹雄君

江花 靜君 佐藤 榮作君

根本龍太郎君 柳澤 義男君

山本 久雄君

經濟安定委員会

委員長 小野瀬忠兵衛君

理事多田 勇君 理事前田 正男君

理事森 曉君 理事森川 欽司君

理事高田 富之君 理事金光 義邦君

中村 清君 永井 英修君

福井 勇君 細田 榮藏君

勝間田清一君 高橋清治郎君

田中不破三君 平川 篤雄君

羽田野次郎君

出席國務大臣

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君

經濟安定本 野田 信夫君

部副長官

委員外の出席者

専門員 小関 紹夫君

専門員 圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件

經濟安定本部設置法案(内閣提出第八四号)

○池田(正)委員長代理 これより會議を開きます。

本日は經濟安定本部設置法案について、内閣委員会と經濟安定委員会との連合審査会であります。内閣委員長が所要のため、理事の私が委員長の職務を行います。

まず政府の提案理由の説明を求め、次いで質疑に入りますが、質疑は通告順によつて行いたいと思ひますから、質疑なさる方はあらかじめ御通告ください。なお念のため申し上げておきますが、質疑は本日の議題につきましては簡潔にお願いいたしたいと存じます。それでは政府の提案理由の説明を求めます。經濟安定本部長官。

○青木國務大臣 經濟安定本部設置法の提案理由につきましては、大要御説明申し上げます。

今般國家行政組織法の施行及び行政機構の改革に伴ひまして、經濟安定本部設置法の制定を要することと相なつた次第であります。その全体の構想は行政組織法に基くものでありまして、ここには經濟安定本部につき、特に説明を要する点につきましては、三申し上げたいと存じます。

第一点は、從來安定本部は總理廳の外局となつていたのでありますが、今日独立の行政機関となつた次第であります。ただ一般の行政機関と異なる点は、各省は國家行政組織法第三條に基いて設置されるのでありますが、經濟安定本部は、現下の國民經濟の現状から、經濟の安定と復興を推進し、日本

經濟自立の目的を達成するために、廣い意味における經濟安定の基本的施策の企画立案と、これに関連する各行政機関の事務の總合調整等を強力に遂行する必要がありまので、この任務を遂行するために、行政組織法第二十四條に基き設置されるのでありまして、従つてこの必要性の在する間の臨時の機關であるといふこととあります。

第二点は、今日の行政機構の改革の線に沿ひまして、經濟安定本部の機構の縮小であります。從來經濟安定本部令によつて設置されていまして本部は、一官房、十局、三部という構成でありましたのを、徹底的に簡素化しまして四局、二部を廃止したのであります。これは思ひ切つた縮小をあえてしたものであります。が、部局の運営、統制方式の改善等にも大いに意を用ひまして、残された機構により、企画官廳としての任務達成に遺憾なきを期する次第であります。

第三点は、今回の改革の結果として、從來安定本部と同様に、總理廳の外局でありました物價廳及び經濟調查廳を、安定本部の外局として取入れたといふこととあります。これは安定本部が企画官廳である建前から、どうかという疑念もあるかと存じます。が、これらの事務は実務であるといひましても、物價行政は廣義の經濟安定に至大な關係があるものでありまして、從來も安定本部と表裏一体の活動をして來たものでありますから、かえつて事務能率の促進に資するものでと

考えるのであります。さらに、經濟調查廳は從來安定本部の一局でありまして、その事務は經濟行政をチエックするという意味におきまして、統制のやりつばなしという弊を是正する意味において、政府の行政機構改革の一般の線からも、この程度の実務を安定本部が吸収することは、賢明な策であると存する次第であります。

第四点といたしまして、安定本部が、その本来の任務を遂行する上には、民間有識者の見解を強くその施策に反映する必要があるもので、このため安定本部に顧問及び参事置くことといたしたわけであります。これらは從來からもあつた機關でありまして、いわゆる名譽職的なものではな

く、安定本部の施策に対して、積極的な大きな貢獻をしていく次第であります。將來も大いにその機能に期待しているものであります。

以上經濟安定本部設置法の提案の理由としての特異な点につきましては、概略を御説明いたしまして、ここにすみやかな御審議と御賛成をお願いする次第であります。

○池田(正)委員長代理 これより質疑に入ります。森曉君。

○森(曉)委員 ただいまの御説明でよくわかりました。しかしながら私は考へますに、經濟安定本部なるものは普通の官廳とは違ひまして、今日の日本の全体の總合計画を行い、また十分にこの非常事態において民間の知識と經驗とを入れなければならぬ官廳であ

りますので、その事務の運営にあたりまして、長官を助ける官房次長は一人ではなくして二人として、そのうちの一人は、民間の有力なる知識経験を充てまして、ほかの一人は有力なる官吏を置くことといたしまして、民間と關係各官廳との連絡をよくすること、が、ぜひとも必要ではないかと私は考へるのであります。また生産局及び生活物資局は、ほかの局は、ほかの局とは大分違ふところがありまして、複雑な關係省の事務を合体したものでありますから、建設交通局と同様に次長を二人として、一人を農林省關係、ほかの一人を商工省關係の人をもつて充てることが、事務の運営上適當ではないかと考へるのであります。従ひまして第七條の第二項中「官房次長一人」を「官房次長二人に、同條第三項中「生産局、動力局、生活物資局、財政金融局及び貿易局に、それぞれ次長一人」を生産局に次長二人、動力局に次長一人、生活物資局に次長二人、財政金融局に次長一人、貿易局に次長一人と改めたらどうかと思ひます。

さらにほかに法制上の關係から字句を多少改めるものが数箇所あると考へられますから、次のように修正したいと思ひます。すなわち第二十條第二項中「物價廳長官とし」の次に、「經濟安定本部事務長官たる」を加へる。第三十一條第二項を削る。附則第四項中「總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳長官は經濟安定本部長官に任ぜられるものとする外、これを削

る。附則第七項中、「通貨発行審議会法第一條」を第一條に改め、「第三條第一項」の次に、「第三條第三項」を加える。附則第八項中「外國人の財産取得に關する政令第十一條」を「第十一條」に改める。附則第九項中「企業再建整備法中」を削る。附則第十項中「金融機關整備法中」を削る。附則第十一項中「物價統制令中」これを削る。こういうふうな修正をしたいと存じます。政府のお答えをお聞きしたいと思ひます。ただいま申し上げました通りに修正した方が、こうしたむずかしい事態でありますので、關係先とのいろいろな連絡その他について都合がよろしいと思ひますが、政府のお答えをお聞きしたいと思ひます。

○青木國務大臣 だいたいま委員からの御質問でございますが、まことにひとつもな御意見でありまして、私もこの経済安定本部の性格上各省との關係がございまして、従つて御意見にございまして、安定期間のおもなる職員は、民間から多数の人を学識経験者として採用いたしております。この關係上、常にそれらの行政廳との連絡をとり、かつ内部における行政諸關係の進行等に關しては、各般の事項がこの総合企画の中に織り込まれて参ります關係から、確かにおつしやるような御意見はもつともだと存じます。われわれといたしましても、十分この点について検討をいたしまして、すみやかに御意思に沿うような結論を得たいと思ひておる次第であります。

○堀田(正)委員長代理 では勝間田君。

○勝間田委員 官房長官にお尋ねをいたします。民主自由黨の人たちは、よく統制経済の撤廃とかいろいろのことをおつしやるのでありますが、今度の予算の成立の経過を見ても、それから各種政策の公約がほとんど実行できなかった点を見ても、よくわかるように、日本の経済は決してそうなるやうなものではないと見て、世界経済の一環としても立つておりますし、それから日本経済の現在の事情は、單なる統制の撤廃とか、そういう簡單なことでは済まされるものではないので、私はもつと眞剣な経済計画を政府が立案して、その立場に立つていろいろの経済政策が立案されて行くというかなり困難な、しかも先ほど長官がおつしやつたように強力に各省の総合施策を統合し、また立案する必要がある実情にあると思ひます。この意味において経済安定本部の機構に對して、あるいは役割に對して、今度は相當の刷新を縮小いたしたりしておられるようでありまして、このほんとうの決意をひとつお伺ひしてみたいと思ひます。

○堀田政府委員 勝間田さんの私を名ざしての御質問にお答え申し上げます。民主自由黨は統制経済についてよほど自由主義的な考えを持つておられるが、今度の経済安定本部の機構については、どういふ方針で臨んでおられるのかという御質問に對してはお答え申し上げます。

民主自由黨はもとより、去年の一月元日でしたか、マッカーサー將軍の言われましたわれわれの窮極の目標は、公正なる自由競争の原理を実現することにある。ただしながらわれわれの必要とする生産財もしくは消費財にして絶対量の不足の場合は、やむを得ず統制経済をせざるを得ない、こういうことを去年の二月元日にマッカーサー將軍が國民にステートメントを出されましたが、その線に沿つてわれわれは政策を立て、また主張を持つておるものでございまして、ただいまのところ、もとより自由競争ということを経極の理想にしてはおりますが、この段階におきましては統制経済はやむを得ずという立場をとつております。従つて基礎生産資材あるいは重要消費物資等に對しましては、統制経済はやむを得ず、しかして一旦統制経済をしいておるからには、有効なる統制経済をしなければならぬ、ただわくのかけつばなしで、そしてやみばかりやつておるというのではよろしくない。また割当等でもルーズなことがあつてはいけません。配給等でもルーズなことがあつてはいけません。こう考へております。従つてその範疇におきましては、われわれは統制経済行政機構というものは必要である、こう思つております。その大宗であるところの経済安定本部の存在ももとより認めております。ただしかしながらこの経済安定本部の機構が相當縮小されておりますのは、これもまたわが党の主義方針といたしまして、行政機構の簡素化、行政整理という公約を実施するために、こういう案を提案いたした次第でございまして、この簡素化された経済安定本部の行政機構によりまして、現在存在しておるところの経済統制の実を上げて行きたい、事実今の段階におきまして、また將來の段階におきまして、價格統制あるいは割当統制あるいは配給統制等の行き過ぎあるいは不必要なるもの等は、いさゝか減らして参りたいと思ひます。

どう思つておりますが、いやしくも割当統制、配給統制あるいは價格統制に於いては、現存のものについては、有効適切な統制経済の実を上げて行きたい、しかもこの簡素化された経済安定本部の行政機構によつて、その実を上げて行きたい、というのが政府の考えでございます。

○勝間田委員 もちろんこの案は國家行政組織法第二十四條に從つた設置であるといふことはよく存じておるのですが、自由競争をつくらせて行くのが窮極の目標であるといふことについては、これはもちろん民主自由黨の考えでもありましようし、またかなり論理もそれ相當にはつきりあり得ると私は思ふのでありますけれども、それに到達する期間、少くとも狭い範圍内において考へても、それに到達する期に對しては、もう少しやはり総合性と企画性が根本でなければならぬといふ感じを私は持つのであります。たとえば今度の予算を見ましても、實際マシーナル計画の一種として援助法が起り、そしてそれに基づいて双務協定が結ばれるというものが、一般外國の事情であつたはずであります。それが今度の予算案にもその精神はどんでん／＼來ておる。そういう中において日本の國內の事情は、非常にその場當りの政策が出て來て、結局大きな國際的な關係の間に立つた日本の建設というものがとなくないがしろにされ、それだけでなしに、現在の事情に對して樂觀的な空氣をむしろ醸成させておいて、どちらかというところ、實際の政策はもつとシリアスな、もつと現実的なものになつて來るといふやうな傾向に感じますが、國內的にも國際的にも現われて來ておる

と云うのであります。そういうものをどこかで實際に企画し、総合し、強力に推し進めて行くことなしには、日本の今後の建設は非常に危ぶまれるといふ感じを私は持つのであります。そういうことに對して、安本長官がおつしやつた通り、ここに各省の事務をほんとうに總括的に強力に綜合して行くのである、というところが實際に關聯に於いては実行されず、各省の運営の間において十分な連絡がとれ、同時にそこに十分な一致点が見出されて行くといふことについては、現在の閣議なり、現在の行政の運営の方法なり、あるいは安本に對する態度なりがはつきりして行かないから、私はそこにいるる矛盾が出て來るやうな感じがするのであります。官房長官はもう一度こういつたいおゆる総合施策に對して、安本といふものをどういふ地位に見ているか、どういふふうにして見現して行こうと思ふのか、この点を私はお伺ひしたいと思ひます。

○堀田政府委員 御懸念の深い勝間田君の御意見は、非常に有益に拜聴いたしました。私ももとより計画経済というものは反對しております。この政府を支持する與黨民主自由黨におきましては計画経済には反對でございまして、経済計画は必要であるといふことをかねてから主張しております。しかもお説のような総合経済計画が必要であり、また五箇年計画といつたやうなああいう総合的な産業経済計画は必要である、その企画立案についての主管官廳は、おそらくお説のような経済安定本部である、こういう認識については、各關係とも同じ認識を深く持つておると思ひます。またさういふ

かうに閣議等も向けて行きたいと思つておられます。私どものさつとした感じでございますが、あなたの方が御経験が深いのでございますが、外から見ましても、経済安定本部は企画官廳であるよりも、実施官廳的色彩が相当強く、実はルーティン・ワークに追われていられぬか、もつと企画の方に力を入れてもらいたい、もとよりルーティンというものも企画の実施ではござい

ますが、割当やあいうことばかりに追われておるといふようなことで、もつと大所高所からこの点はプランニングの方に専念して、しかも各省とも有機的な連絡をとつて、そういう方向へもつと活躍してもらつたらどうかと思ひます。これは印象でござい

ます。そこであなたのお説のような総合経済計画等については、企画官廳として一番ブレインもそろつておりますし、経済安定本部を活用してもらいたい、しかも実施よりも計画の方に力を入れたい、とらうという方向の段階、あるいは將來ある程度の段階においては、やはりお説の通りに経済計画あるいは統制経済は必要でござい

ますから、もつと有効に働いてもらいたいといふくらいにむしる考えておる次第であります。但し機構といたしましては、相当簡素化されてもそういうような運営はできるのではないか、そういう感じを持っております。

つておられます。こういつた大蔵省の主計局は内閣に移すなり、あるいは安本に持つて来るなり、あるいは力を持たせるなり、そういう点でかなり重要な問題が私は残つておると思ひのでありますが、この点については官房長官はどうかお考えになつていらつしやいますか。

○増田政府委員 主計局が實際國務の上で非常なウエイトを持つておることばお説の通りであります。結局主計局は大蔵大臣から比べると次官の下局長である。主計局長はその局長のまた下の部課のそれ／＼の役人である。そういうところが非常に國策の実施に力を持ち、ウエイトを持つております。こういうものはむしろ経済安定本部なり總理廳なり、そういう國策の実施に非常な影響力を持つておる役人を集めておき、また職權を持つておるならば、何らか機構の改革について考へて

もいいのじやないかというお説に對しましては、私も同感の筋が非常に多いのであります。しかしこれはよその國で機構の改革をしてみまして、總理廳その他に持つて來て成功しなかつた例もござい

ます。来るべき行政制度の審議會においては、政党的政策が何ら官僚方面に浸透して行かないという、こういうような關係も、主計局方面でくつと押えられてしまふ、そこが大体政策の実施についてものを言ひ、予算の査定についても、それを閣議にかかる以前に、そこで九分八厘くらいまでは大体決定してしまふというやうなことは、再検討しなければならぬじやないか、こう考へております。もとより主計局の役人は非常に優秀な人ばかりで、きわめて熱心であることは、

歴代内閣のもとに主計局が一つの恒久性を持つておられて、そうして非常に勉強して財政事務に堪能である。ああいうところはもちろん活用する必要があると思ひますから、行政制度審議會の審議の對象にいたしたい、こう思つておられます。

○勝間田委員 安本長官にこれから二、三お尋ねさせていただきますと思ひますが、今度の局部の廃止は一体どのくらいの人を整理されることになり

ますか。現員が少くなるわけであり

ますか。

○青木國務大臣 お答えを申し上げます。今回の行政整理の對象になつておりますもの、ことに當面の整理の人員は五百三十六名ということに相なつております。

○勝間田委員 この五百三十六名というのは、局部が廃止されるために少くなる場合の数字でありますか、あるいは他の部局の人員が少くなる数字でござい

ますか。

○青木國務大臣 安定本部の全員でござい

ます。

○勝間田委員 私は先ほど來御質問したやうな意味で、非常に安本の重要性があると思ひますが、こういう整理をしてなおかつそれで十分やつて行ける

と、安本長官はお考えでありますか。

○青木國務大臣 御承知の通りに人間の数が多いいいことは、もちろん必要に基いてあるものではござい

ますが、

しかしわれ／＼はできるだけ能率を高めて行くといふやうな考えから、事務に支障を來さない限度において整理を行ひ、

こういうやうな数字が出てゐる次第でござい

ます。

考えますれば、何といつても各省を総合したしまして、各省のそれらの実施面に対する基本的な、総合的な施策の上に立つて仕事をいたしております。関係から、そのできました施策はこれを強力に実行する。また全体としても矛盾のないような一つの構想なり、その研究の成果を具体化することのできる準備的な企画を十分やつて行くというところについては、全力を上げておるつもりであります。ただ御承知のように行政整理の全体のとりはからいにつきましては、経済安定本部だけが全然これに關係なくやるというわけには参りませんので、むしろこの際多少の人員は減りましたも、内容としてはしっかりとしたものをつくり上げて、そうしてわれわれの希求いたしております。仕事の上で実際に十分の實力を発揮して参りたいというふうな意味で、強く私がこの点を申し上げてある次第であります。

○勝間田委員 それから先ほど森委員から非常に有意義な民間の意思を十分に入れるような機構をつくれというふうなお話があつて、政府の方も御賛成であつたと私は思ふのであります。民間の人が入つていたことは、非常にいいのであります。私が懸念することは、その人がほんとうに活躍できるかどうかという面について一つ疑点を持つのであります。従つてそれに対する特別な処置なり考え方が当然伴わなければ、実際の民間の人の活躍ということには非常にむずかしい、こういうふうな思ひますし、それからもう一つは、単に民間と申ししても、それが多くの場合においては、ほんとうに働く人たちが、あるいは産業の非常な

犠牲を受ける人たちが、たとえば中小商工業者とか、労働者とか、あるいは農民だとか、こういう人たちの声がほんとうに反映されて行くことが、むしろ現在では非常に必要である。私は思ふのであります。そういう意味で、一般に民間から入れるということが、簡単に解決がつかない。そういう意味で私は特別なものはあつていいと思ふのであります。この二点について安本長官のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○青木國務大臣 いろ／＼とごもつとまあ、また御質問でございますが、われ／＼は経済安定本部のような立場から申しますならば、いずれにしても一方だけではいけない、やはり行政面におけるい／＼な点について明る人が必要であるし、また他面においては実際の日本産業なり、日本の國民経済の実態というものが十分深い経験を持たれておるといふような人々に、ほんとうに働いていただければ、さういふ点に働いていただければ、國の施策の上に大きな貢献をするものである。このような組織を保つておるのであります。さういふ点に働いていただければ、長官からお答えをさせていただくことにいたします。

○野田政府委員 今のお尋ねにつきまして、部内におります者の見たところから申し上げます。お説の通りのことを実現することが必要だと思ひます。ただ民間からとりまざる場合のい／＼の困難性、たとえば早い話が待遇をどうする、それからおいでになる方自身の見識が、ある面の専門家であり、精通家であつても、あまりにその面にだけ

けとらわれて、その面だけの利益の代表というふうな形にならざることを、また安本の総合計画性から見て非常に困難が出て来る。さう考へてみますと、民間からとりまざることもな／＼適任者を、あの人ならと思ふ人が得られぬのと、また目ぼしはついても、その人に交渉いたしますと、そんなところへはおれはともに行けないというふうなことで、い／＼な点で都合が生じて来て、どうも思うにまかせないというふうな点が一番問題だと思ひます。さういふ点がなければ、今お話のようにならざる民間からの各界の代表に入つていただいて、総合計画を立てるというところが実行できれば、私どもとしては非常にけっこうだと思つておるのではありませんが、さういふ点で非常な困難性があるというので、困つておる次第であります。

○勝間田委員 先ほどの問題にまた歸するやうなことでありますけれども、これだけの総合施策をやつて行く官廳として、労働局をなくして行くという点には、これは非常に大きな欠陥をつくるやうなことだと実は思つておるに思ひます。その意味でこの労働局の問題については、ほんとうに眞剣にもう一ぺん考へていただきたいと思ひます。

それから今お話のあつたほんとうの官廳、いわゆる安本の民主化という面では、これも私は非常に重要視して考へていただきたと思ひます。それから同時に、先ほど申しましたやうに、私は安本の機能をむしろ重要視しておるもので、荷は非常に重くなつて来るという感じでありまゝです。簡単な人員整理というやうな考え方で

なしに、もつと別な重要な面からさういふ面を考へてもらいたいのであつて、人間を減らせばいい、部局を減らせばいいというやうな安易な道を選ばずに、私は長官にやつていただきたと思ひます。希望を付して私の質問を終わりたいと思ひます。

○池田正三委員 有田君。有田委員、大さつばにお答え願つてつてくだらうんですが、現在経済安定本部で一級官が何名あるか、二級官が何名、三級官が何名、それが今回の改革でどういふやうに増減するか、ごく大さつばでつてくだらうか。

○野田政府委員 お答え申し上げます。一級官が、定員でございますが二十五名、二級官が三百四十七名、三級官が三百七十七名、これは本部だけでございまして、地方のは今ちよつとここに資料を持っております。

○有田(喜)委員 物價廳はどうですか。

○野田政府委員 物價廳は一級官が六名、二級官が百二十七名、三級官が二百三十五名、これも物價廳の本廳と申します。中央だけであります。

○有田(喜)委員 それで安定本部は今の改革でどういふやうになりますか。

○野田政府委員 安定本部の方は各三割減、物價廳は二割減、こういうことになつております。

○有田(喜)委員 それは画一でしようか。一級官も二級官も三級官も同じく三割ですか。

○野田政府委員 ただいまのところはただ目標でありまして、詳しいことはまだ決定していません。大体の目標として與えられておるところが以上の

ところであります。

○有田(喜)委員 先ほど来もお話がありましたごとく、経済安定本部の眞の使命は、経済安定の基本的施策の企画立案と、各行政機関の事務の総合調整、これを強力にやつて行くことに使命があると思ふのですが、どうも安定本部のやり方を見ておると、各省と重複する部分があつて、作文行政に終始しておるやうな感じがする。こゝに痛感いたしましたのは、今回の下ツジラインによる経済財政政策の相当大きな轉換がある際に処して、どうも安定本部は少し言葉が悪いかもしれませんが、つんぼさじきにおるやうな感じを痛切に感じた。私は経済安定本部は國家全体の大きな経済財政政策をみずから立案し、むしろ各省を指導して大きな基本的計画を立てて行くことがきつて要であると思ひます。その点について最近の安定本部の行き方に対して多少不満を持つておる一人であります。安定本部長官は先ほど非常に基本的施策の企画立案と総合調整に対して強調されました。非常にけつこくであります。それに対する具体的な方策はどう持つておられるか、という勝間田委員の質問に対して、あまりはつきりした回答を得られなかつたのであります。私は安定本部を眞に強めて行くためには、普通の役所の行き方ではだめだと思ふ。やはり往年の内閣の調査局的存在、すなわちブレイン・トラスト的な機構が必要でしようが、いわゆる上級官吏の面は思ひ切つてふやしてもよろしい、しかし普通の事務をとるやうな三級官とかあるいは二級官でも、あまり有能

でないような人は、極力これを減らし、眞にプレーン的な行き方に進むことを肝要と思う。そのためにはいわゆる普通の各省の公務員と違つた別の処遇を必要がある。公務員法の例外規定を設ける、あるいは給與の点につきましても特別な行き方を要する。各省で課長とか局長という上なことがありまが、安定本部は一調査官として局長くらいの給與を與える人も出て來るといふような特別な行き方をやること、この際必要であると思ひます。これに対して安定本部長官はいかなる所見を持つておられるか、一應承りしたいと思ひます。

○青木國務大臣 経済安定本部ができてから経過をあらわしたところによれば、大体御了承ができてお存じますが、日本経済の発展の過程に大體照應して動いておると思ひますし、またこれまでの組織内容につきましても、もちろん多少の変化はあるとは存じますが、やはり従来の總企画といふ立場においてはかわりがないのでありまして、この点少しも私は今日かわつておるとは存じておりません。ただ日本の経済が漸次統制が緩和されて來る、しかもインフレの収束の度合といふ点、その経過に従つていつたように、多少各般の面に強い統制があつたものが、漸次解かれて來るといふ過程から見ると、何となく経済安定本部の施策そのものが、力を失つて來たように見えるのであります。しかし事實は少しもその点においてはかわつておらぬといふふうに私は考へております。ただ今回の行政整理といふ一点から考えますれば、その中で経済安定本部の人員が多少かわる、少くなると

いふような意味で、ただちに経済安定本部の力が削減されたものであるといふふうには解釈いたしておらぬのでありまして、むしろこの際が経済安定本部の性格をはつきりいたし、そうして他の省に比べますれば、何といつても頭が大きくて尻が小さいといふ感じがいたすのであります。この点もおこしい機会に十分われ／＼はその欠点を補ひ、長所をなお一層生かして行くといふような態度で、この際臨みたいと思ひます。この際臨みたいと思ひます。

○有田(喜)委員 決して私は機構が小さくなつたから安本が弱くなつたといふことを言うのではない、むしろ機構を小さくしてもしつかりした頭をすえて、いわゆる簡素強力に進めば、安定本部の使命は達せられると思ひます。しかし何と申しまして、その先決は人の問題です。人間です。よい人をとるには先程副長官も御説明があらましが、今の普通の各省のような公務員の待遇ではよい人も入つて來ない、そこでどうしても公務員法の例外を設ける、あるいはその他の特例を設けて、よき人材を少数でよいですが入れる。そうして眞にプレーン・トラスティックの行き方が、安定本部を強力に推進するゆゑであると思ひますが、この点に對する御所見を伺つておるわけであり

一般行政官廳と大體その点がかかりませんために、なお遺憾な点が多いと存じておる次第でございます。御説に従ひまして十分考慮いたしたいと存じておる次第でございます。

○有田(喜)委員 それではひとつ青木安本長官にその点を強く推進してもらつて、眞に日本経済の安定の基礎たる立案と總合調整を遺憾なくしてもらつて、安定本部本来の使命達成に邁進していただきたいと思います。

次に伺うのですが、どうも安定本部では、先ほど官房長官のお話もありましたが、ルーティン・ワークに追われ

安本長官は、いかなる線をもつて安本本来の使命を全うされんとする考えであるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 ごもつともでございます。私どももそういうことを考へて、安定本部のやらなければならぬ点、この点を今回の提議された設置法そのものの中にも十分考慮をいたしておりましたために、物價廳のごときは外局ではあります、やはりそれが今までの性格、今までの物價廳の仕事といふものから安定本部が何らかこれに容喙することによつて、安定本部そのものが性格的にかわるといふようなこともないと思ひますし、また物價廳そのものの性格に何らかの影響があるかと言へば、これはまずないと考へますので、御心配いただきまますところでは、まず私の考へておりますところではないものと、こう考へておる次第でございます。

中央は非常に基本的な行政がありますので大事なのであります。地方になつて來ると、これは地方の優先機關の調整程度でありまして、わざわざ地方経済安定局をつくるほどの大きな仕事はないと私は考へております。ほんとうに簡素化をはかるなら、こういう方面こそ手をつけられて、中央と行き方を異にせられた方が適切であると思ひますが、いかがお考へになりますか。

○有田(喜)委員 青木長官はあまり地方経済安定局のことは御存じないかも知れませんが、地方の経済安定局は實際あくびをしておるのです。何か仕事がないかといつて、仕事をもらひに行つておるような状態でありま。地方物價局は多少中央で扱われない仕事がありまが、かようなものを一つにされまして、そうして簡素化される必要が確かにあると考へます。一つ眞剣に御検討願ひたいと思ひます。

私ばかりで時間をとりますと恐縮です。私の質問はこの程度で打ち切ります。安本が、ほんとうの意味の経済安定の企画、立案と、總合調整を強力に進められんことを重ねて切望いたします。

○森山委員 大体会委員の方が御質疑になりましたので、簡単に申し上げます。

まず第一番に、経済安定本部設置法案の審査を連合委員会において審査しておるわけですが、私の結論を申し上げますと、この審査の主体は、経済安定委員会をもつてやるのが適当であらうと思つております。今回の行政組織法に基き各省設置法案につきましても、内閣委員会が主になりまして、関係の委員会と合同の形でもつてやつておるわけですが、内閣委員会は行政組織法のごとき基本的な問題について、これをおやりになり、具体的な各省の設置法案というものは、それ／＼各省別に常任委員会があるわけですから、その委員会を中心として審議して行くのが当然であらうと思つております。この法案の限りつきましても、われ／＼経済安定委員の立場から申しますならば、委員会としての審議権、あるいは究極的な議決権を持つことができないことは、まことに遺憾な次第でございます。従いまして、何ゆゑわれ／＼経済安定委員会を中心とせずして、内閣委員会を中心とする審議をなさんとするかについて、内閣委員長あるいは経済安定委員長の見解を伺いたいと思つております。

○津田(正)委員長代理 森山君に申し上げますが、これは常任委員長会議と、それから運営委員会、内閣委員会でもやるべきだといふふうなきめた問題で、ここで論議される問題ではないと私は解釈いたします。

○森山委員 私は不適当であると思つますが、ここで論議される問題でないとするは、次に移ります。

この法案と関係のある行政整理の問題であります。先ほど來の御回答は、きわめて不親切であると思つてあります。五百三十六名の整理をする。しかしそれは予算定員に対するものであるか、実員に対するものであるか、不明であります。あるいは安定本部だけのものであるか、あるいはそのほかにも物價廳、經濟調查廳、その他を加えたものであるかどうかということについても、きわめて明瞭を欠きます。また先ほど一級官の定員について申されましたが、物價廳は六名という定員になつております。定員は六名でありまして、現実には十数名の一級官があるわけでありまして、実際に現在の職員の実質というものについて何ら御親切な御説明がないというところは、きわめて遺憾にたえないのでございまして、明確なる現状をお示し願ひたい。そしてそれに対する具体的な整理人員、現在において到達しておる整理予定というふうなものをわれ／＼に聞かせていただくのが、この法案の審査の前提になるのではないかと考へる次第でございます。これについての御答弁を伺ひたいと思つております。

○青木國務大臣 先ほど申し上げました五百三十六名というのは、経済安定本部の定員に対する数字を申し上げたのでございまして。そこで今予定いたしております概算的数字を申し上げます。すなわち、経済安定本部は実員に対して整理されようとする人員が二百七十九名でございまして、それから物價廳におきましては、実員に対して百五十五名が想定されておるのであります。それから經濟調查廳が同様に七百三十一名というふうに想定されておるのであります。これは單なる想定でございます。まだ決定をいたしたわけではございません。

○森山委員 次に、次長制の問題でございますが、先ほど民自黨の方が政府とやちやうなさつて、いろ／＼次長を一人にしたり、二人にしたりするようなことをやつておられるのでございしますが、これについては私として異論を持たざるを得ないのでございまして。元來次長制というのは、戦前におきましては、ほとんどその例を見ることができなかつたのであります。しかるに戦後になりまして、高級官僚のうば捨山の意味をもちまして、不必要な面まで長官のほかに次長を置くというふうな傾向が濃厚であります。特に今回一應われ／＼の手元に配られました設置法案には、官房次長一名とあります。のを、隱微官房の御意見といたしまして今度われ／＼の手元に配られたプリントには、それを二名にしたいとあります。これは民自黨の御意見としてお話をなつておるわけではございまして、われ／＼は官廳の機構は、あくまでも簡素強力であつてしかるべきであると思つております。わが黨の有田委員が申し上げました通り、先の内閣調査會が何か、そういうふうな形において調査官というふうな形において局長がおつた、そういうふうな形でやればよいのだというふうな話もございしましたが、それと同じような意味において、一應各局長をつくつてその下に次長を一人も二人も置くというふうな、そんな必要は私は毛頭ないと思つております。その局に當る上において各省の關係もあるでありまして、これが、この人間をどこへ持つて行つたら

いいか、持つて行き場所がないから次長にするというふうな考へ方もあるのではないかと。また一方において、民間の知識を吸収する必要があるならば、顧問とか、參與とかいう組織があるわけでありまして、その組織を十分利用するならば、その目的を達成し得ると私は思ふのでございまして。その意味において、私といたしましては、大體次長を置くということ自体に対して反対いたします。これについての御意見を伺ひたいと思つております。

○野田政府委員 ただいま次長の点につきまして御意見がございましたが、從來安定本部には、きよう御提案がありましたような数の次長が置かれておるのであります。それがなぜ置いてあるかという理由が、まだおわかりになつておらぬと思つておりますので、ちよつと簡単に申し述べますが、安定本部はほかの官廳と違ひまして、うば捨山の次長を置いておるつもりは毛頭ありません。と申しますのは、安定本部の局長は、例外もありまして、原則として民間人を入れて局長に充てることが大體の例になつておるのであります。それは結局、その取扱ひます計画事務が各省の事務にわたつておるから、どこか一省からの出身者では、うま／＼とま／＼がつき得ないというふうな点や、それから現実に民間にいて積んだ知識経験を持つて來て、そのまゝ生かしていただくというふうな点などをいろいろ勘案いたしまして、局長は民間人を持つて來る例が多いのであります。しかしその際に、先ほどもお話が出ましたように、各官廳との連絡というところが問題になつて來るのであります。といひますのは、民間の出身者で

あると、各官廳の、もつと一般的に言へば、政府のいろ／＼の行政機構、行政手続、法律の詳しい内容、その他の点につきましても、いわばじやうとであります。それを補佐するためには、やはり官廳の出身者で優秀な補佐役をこれにつけなければ、先ほどお話をいたしましたように、民間人を入れて、しかも各官廳とよく連絡のつくような、その機構上の欠陥を補うことができないのであります。そういう意味を持ちます。

もう一つは、御存じの通り、安定本部の全体の機構は、一局ではあります。が、その取扱ひ品目は非常に間口が廣いのであります。たとえば生産局であります。計画上に扱つておられます品目は、農林、商工物資を全部包括しておるわけでありまして、生活物資局におきましても同様であります。農林物資もあり、商工物資も扱つております。これを民間から出た一人の局長が、おるだけでは、そのとりまとは非常に困難を生ずることは明らかであります。それでただいまでは、次長として、商工省出身の非常に優秀な人、農林省出身の非常にその方面の優秀な人、この二人を各局長につけて、それで次長は二人というふうになつておる次第であります。それで、今お話にありました次長制を、一／＼各官廳から廃止した例がございまして。しかしその際も、安定本部だけは特別だといふ特殊の事情が認識されまして、安定本部は特別扱いされた事実があるものであります。それを見ましても、次長制ということ、安本においては他の官廳におけるとは非常に違つておるという点を特に御了承願ひたいのであります。

○森山委員 私先はどうば拾山と言つたのは、適当でないかとも思うのでありますが、安本の各局の次長さんは優秀な方がおそろいだと思ふわけでありますが、そも／＼こういうような形において次長を設けなければならぬというところ、日本の官僚制度はほとんど反省しなければならぬ点があると思うのであります。局長として民間人を採用するというならば、その下に各省の出先みたいになつてくてもつて次長というよりなものを置かなければ成つて行かないというところに、各省ブロックというよりなものの悪質な面があるというふうに考へるのであります。民間人であろうと、官界人であろうと、適當な者を局長として置く、その下に局務をやればよいのだというのが私の考へ方でありまして、現在のようにな局長の考へ方は、從來のようになエリートクラシの悪い面を端的に露呈してゐる、かように考へざるを得ないのであります。また各省との連絡につきましても、次長だつたら連絡をうまくやるけれども、平の部長だつたらやらぬという觀念なら、これは首にしてもよいと思ふ。取扱ひ品目にしたしましても同様、次長だつたらやるのだが、普通の平の者だつたら、あるいは課長だつたらやらぬ、そういうばかなことがあるべきではない。従いまして、このような次長制は、日本の從來の官僚組織の悪い面の現われであると思ふべきを得ないのであります。そして、この意味において、政界出身、あるいは民間出身の長官、副長官におかれましては、十分御反省を願ひたいと私は考へざるを得ないわけであります。

次に私が伺ひたいのは、さきにわが党の有田委員からもお話がありました。行政整理を断行して國費の節減をはかる、また事務の効率をあげるということを本旨とされておる現狀におきまして、何ゆゑに地方経済安定局をこの新しい法案に盛り込む必要があるかといふことでありまして、もし中央の諸君におかれましては、また地方のあらゆる各層の人たち、地方経済安定局の職員を除く一切の人たちの立場から見ますならば、地方経済安定局は有名無実の存在でございまして、これがあつてによつて一体どれだけの仕事をしておるか。要するにこれこそまさしく高級あるいは中級、下級官僚の、あるいはそれによつて飯を食つておる人たちのうば拾山であるといふことは事實であります。従いまして、私といたしましては地方経済安定局をこの法案から削除されることを希望いたします。さらにつけ加えて申し上げますが、私先般大阪、福岡、及び名古屋の各地区をまわりまして、その地方経済安定局に對する各界の意見を聴取したわけでありまして、その機能として果しておる役割は、中央からの経済安定に關するいろ／＼な政策の浸透その他をやるというところがその一つであると思ふのであります。これにつきましては企画官廳といたしまして、中央においてはそのレーゾン・デールがあるわけでありまして、地方においてはすべてその実施はそれ／＼の機關であります。で、その必要がないわけでありまして、また地方において各出先機關その他の調整をやるというにしても、これはわずか人員が二十名ないし三十名の、予

算もない、人も少いといふところで、實際に仕事ができない。いかに趣旨がよくても実行性がないといふことが事實であります。ことにこの地方経済安定局がやり玉にあげられない理由は、大なる権限を持つておられぬといふこと、地方機構との接觸がきつていないといふことで、やり玉にあがつていないわけでありまして、もちろんわれわれといたしましては、少しでも國民の租税の負担を少くして、國家財政の安泰をはかるためには、このような部署においても地方経済安定局はなくてはならないか、かく考へるのであります。これにつきましても御意見を安本長官に重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御意見でございまして、地方経済安定局の事務は、地方關係行政機關の総合的な關係といふ意味で、御承知の通り現在日本経済の安定を急速に促進するためには、中央におきまして経済安定本部が中心となつて、施策の企画、立案、総合調整といふようなことに當つております。その施策の実施面におきましても、地方各廳の施策が個々に流れて行くことを一面防止するといひますか、これを総合調整して、強力にその実施を期するといふようなことのために、どうしてもなければならぬといふことであります。経済安定本部が各種の緊急な経済施策を立案し、これを急速に實現を期するためには、各地方経済安定局を通じて、これらの施策の地方への浸透状況というものを考へ、並びに地方経済の特有な事情等を調査勘案いたしまして、その状況なり、改善事項等を必要に應じて刻

刻本部に具申せしめる、こゝにいたつたこの機能を実現し、また各地の軍政部との事務連絡につきましても、各地方経済安定局が事實上まとめ役の任務を果すといふようなことをいたしておる次第であります。また最近各地方の軍政部の要請によりまして、経済九原則委員会を組織いたしまして、そしてその推進の任務を果しておるような次第でありまして、私どももいたしましては、この地方経済安定局も十分そのレーゾン・デールを持つておるものと確信いたしておる次第であります。

○森山委員 それでは何ゆゑ人員が二十名、三十名のきつめて少数であつて、そうして予算もほとんどないといふようなこゝういふ狀態に放置しておくかといふことにつきまして、私は疑念を感じざるを得ません。眞に中央の施策の地方浸透をはかり、また地方の各行政機關相互間の調整をはかるというならば、このようにな小さな機構をもつていたしましては実行が極めて困難であります。かつて地方總監府とかその他の機構が戦時中考えられましたが、それらの機構には相當な人材と相當な經費と相當な組織を持つておりまして、しかるにこのようにな地方経済安定局といふような吹けば飛ぶような小さい組織でもつて、そのようにな大きなお考えを果行することは実行不可能になります。胸に靜かに手を當てて考へてみますならば、ここにわれ／＼地方のすべての諸君に、地方経済安定局がなすために、國家がどれだけ困るかと思ふねたならば、おそろしく困らぬといふことを申されるだらうと思ひます。大臣も地方経済安定局におそろしくおいでになつたと思ふのでありますが、いたすらに下からの案をそのまゝうのみにされず、御明断をもたれましてかかる案の一部の修正をされることを私は希望いたす次第でございまして。

○青木國務大臣 それではちよつとおつて足して申し上げておきますが、私どもの地方経済安定局がございまして、各地域の人員等も、ただいまのところ二十三年度の定員が申しまして、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、廣島、高松、それから福岡、これらを申しますと五百四名でございまして、札幌が五十名、仙台五十五名、東京九十四名、名古屋五十九名、大阪八十九名、廣島四十三名、高松三十九名、福岡七十五名、この程度で人員が大体處理をいたしておる次第でございまして。

○森山委員 ただいまはおそろしく予算の定員ではないかと思ひますが……

○青木國務大臣 ただいま申し上げたのは予算の定員でございまして、それから現在員を申しますれば、札幌が四十七名、仙台五十五名、東京八十八名、名古屋五十四名、大阪六十八名、廣島三十七名、高松二十六名、福岡六十一名、總計四百三十六名でございまして。

○森山委員 私いろ／＼意見を申し上げましたが、連合審査会には要するに意見だけにとどまるわけでありまして、経済安定委員としての十分な機能を出すことができないことを、まことに遺憾に考へておる次第であります。これをもつて私の質疑を打ち切ります。

○池田（正）委員 高田富之君。

○高田（正）委員 青木國務大臣にお尋ねいたしますが、今度の行政機構改革のねらいは、大体先ほどの御説明を伺つてみましても、経済安定本部自体と

しての今までの機構上の不合理であるとか、あるいはむだであるとか、非常に不都合であるというような点があつた、その理由のもとに機構を改革されたいという説明は一つもなかつたわけですよ。ただ全般的な行政機構改革の線に沿つてというような、外部的な圧力によつてやむを得ずこども被害者になつたという御説明でありまして、内容的な御説明がないのであります。はなして今度のこの行政機構の改革は、先ほどあなたが御説明になりましたように、一般的な行政機構改革の方針から二割なら三割の人間を減らすといふ、この根本的な方針のために、機構を縮小せざるを得なくなつたものであるのかどうか、その点をはつきり説明していただきたいと思ひます。

○**青木國繁大臣** 先ほどからお答えを申し上げておるように、今回の行政整理ということの線に沿ひまして、われわれとしてもこの内閣の態度並びに内閣の方針を突現するという事に協力いたしておる次第でございます。

○高田(重)委員 実はずきようも、安定本部だけの内容についていろ／＼理由を聞きたいと思つておりましたが、その内容を御質問申し上げる前に、やはり今度のやつはそういうふうなわけでありますので、今度の総合的な行政機構の改革のねらいは、どこにあるかという点がはつきりしませんが、各省だけのことに入る前の一般的な予備知識が、非常にわれ／＼に欠けておるために、何かよくわからぬ。どうも局を廃止したりなんかするのも非常に便宜的に、離したり、くつつけたりしておるだけである。また事実上具体的に御質問申し上げれば、これによつて今ま

で安定本部がやつていた仕事のなくなつてしまふもの、全然やらなくなつてしまふものには、たとえはどういうものがあるのか。またやるけれども、ほかの各省に委譲して、各省でやらせるものにとどういふものがあるのか。そういうふうなことから機構の改革が問題になつて来ると思ふのであります。その点を御説明願ひたいと思ひます。

○野田政府委員　今度の機構改革によ

りまして、所管事務の異動したものの
おもなものを申し上げますと、物価局
を廃止しましてこれを物價廳の中に吸
收いたしました。もう一つは通信局が
所管しておりました電氣通信委員会と
いう委員会があります。これは今度新
たにできます電氣通信省の方に移管い
たしました。それらがおもな点であり
ます。

○高田(富)委員　そうしますと、今度廃止または縮小される部局の中で、ちよつとこれも御質問のついでにしたいのですが、官房では企画部と情報部がなくなるわけですね。それから局としては労働局がなくなる。それから運輸局、通信局、建設局——今御説明の通信局の一部は電通省の方に行くようですが、後の三つが今度の建設交通局へそのまま全部仕事に移るわけですね。

○**野田政務委員** 大体その通りだと思います。仕事の内容は今申し上げました局が移るだけでありまして、労働局が官房の中に入りますけれども、所管事務は同じであります。そのほか企画部、情報部は部としてはなくなりませんが、その仕事は依然として官房でやることになります。

○高田(重)委員：そうしますと、大體
なくなるものと縮小されるものは、今

まで経済安定本部の仕事の中で他の方と重複しておるとか、あるいは重要性がなかつたとか、むだであつたとか、非常にひまつたつたとか、何かそういう理由があるわけですか。

○野田政府委員 重複やひまがあつたと考えて縮小したわけではありません。ただ部としてここで機構上、上げておくほどの必要がないだらうというので、縮小計画に上つたわけでありま

○高田(重)委員 局や部として置く必要性が無いということでありまして、大体今までやつて来た経験から見ても、それほど必要性のないものが部局になつて来たということでありますから、そのことについての弊害、そういふ点が発見されたのだからと思うのです。

その点でゆきつきも同様の委員から御質問があつたようであります。たとえばこの総合計画を立てて——今までの総合企画官廳としての安本の役割は、つんぼさじきであるという酷評があつたようですが、そういうような今までのやり方には、まだ——考え直さなければならぬ点が相当あつたようであります。今まで見たところで大して重要性がないからといって、それをただちに併合する理由にはならないのじや

ないかと思ひます。むしろ今まで大した機能を發揮しないものであつても、この際考へてみれば、さらに十分實際にその機能を發揮させなければならぬ必要性があれば、それらのものは尊重されなければ、この機構改革が何ら積極的な意味を持たない。それでなければただ人間を減らすということだけから來ておるので、何らそこに機構改革としての目的、趣旨というものがないかと思ひます。

つきりしないと思うのです。そういう
点で非常に便宜的な考え方のように感
ぜられる。安定本部全体を、機構から言

も、たとえば官房の中でも連絡部というものがある。むしろこれは單なる連絡的なものであるが、企画部や情報部のごときは、安定本部の中核をなすべきものとして運用されてこそ、安定本部の機構になつて行くのではないかという氣がする。それから労働局にしても、この總合政策の上から見ましてきわめて重大であり、これに對する施策の總合性というものが大きくここでもクローズ・アップされるという非常に重大な時期であるということは、各委員よりも申された通りであります。

に明確を欠きと思ふのですが、その点をもう一度はつきりしてもらいたいと思います。

○野田政府委員 たいたいまのお話のことともありますが、先ほどから申し上げたように、仕事そのものを減らすのではありませんので、たとえば運輸関係の総合計画、その他のものももちろん現在通りを、今度建設交通局がこれを援うということにいたします。部内の取扱いとしては、建設交通局局内になりました。交通部門の代表者は、もちろん部内の会議には出まされて、従来局長が発言しておつたと同様な発言をいたさるというような取扱いで、従来の運用通りにいたして行きたい。ほかのなくなりました部、その他につきましても同じでありまして、企画部、情報部のような重要なものもなくしたという点は、形の上から見るとまさにそうであります。安定本部の連絡部は非常に人員が多くて、また連絡先が多岐にわたっておりまして、これはどうしても部長をその間に一人置きませんと、官房長が直接それに当ることが事務的に不可能であるという点から、これは部を存続したわけでありまして。企画部、情報部、これは官房長自身が直接にこの仕事を見ようという趣旨で部をはずした、こういう趣旨に御了解願いたい。

○萬田(電)委員 さつきの答へで太
体仕事が他の方に移るのは、電気通信
省へ電気通信委員会の仕事に移るとい
う程度のものでありますが、そうする
と今まで通りの安定本部の仕事は、さ
しおたつては人員を減らして、そのま
ま実行して行くことになるわけです
か。それがされるというお見通しを持
ちますか。

れておるものであると存じております。これはどういふ手続をとりまつか、おつしやるような形式になるかどうかということが、おそらく近日のうちに発表に相なることと存じます。

○浅沼委員 これは公的の会議でありますから、そこに政府から非公式の案が参考資料として出されるはずはないのであります。従つて出された以上は、あくまでも公式的なものだと思うのであります。公式的なものという

ことになりますれば、あげられておる衆参両院議員は、國會議法第三十九條の規定に基いて、当然議院の承諾を得なければ委員たることができない。その点についてもう一べん明確にお答え願ひたい。

○青木國務大臣 そういふものがお手元に行つておるかどうか存じておりますが、もし行つておるといたしますれば、これは参考資料として御了承を願ひたいと存じます。

○浅沼委員 それは参考資料として私は承つておるのであります。参考資料は一つの公文書であると私は考へておるのであります。公文書であるといふことになりますれば、單なる参考ではないと思ふのであります。やはり一つの公なるものとして出されておるのであります。これを私があえて申し上げるのは、最近になりましてから政府の方におきましては、いろいろな政府の都合において、委員会をつくる傾向が多分にあるから申し上げるのであります。たとへば税制審議会、失業対策審議会その他六委員会ができ

ておりますが、これらのことは政府の都合で設けられて、議員が就任することになつておりながら、いまだに承認

を求めて来ておらないのであります。しかも内容は、この経済復興計画の委員会は各党を網羅しておりますから、これは非常に公平の公正なものであります。その他の委員会は一方のみの人によつて構成される、こ

う形が現われて来ておるのであります。そういう点も私は考慮しながら今質疑をしておるのであります。單なる参考資料といつても、こ

ういふ委員会を今まで存置しておつたということになりますれば、あえて違法を經濟安定本部はやつておつた、ないしは衆議院に諮るべきものを諮らなかつたとい

う大きな過失が残つておるわけですが、これはいかなるものでしょうか。もう一べん念のためにお聞きしたい。

○青木國務大臣 淺沼さん御承知であらうと思ひますが、片山内閣の當時に委員会といふものができたので、それを今度は政府として國會議法第三十九條に適合するやうなものとしたいとい

うことであらうかと存じております。さういふ御了承願ひたいと存じます。

○淺沼委員 あまり追究するのはあれですが、文章の中に昭和二十三年四月三十日と書いてありますから、これは片山内閣當時のことであらうと思ふのであります。しかしこのことはあくまでも非公式なものとあつたから、政府の方から衆議院の方に何も意思表示がなかつた。ところがこ

ういふものををつつたといふことになつて、しかもその當時の委員がそのまゝ乗つたつておれば別ですが、佐藤榮作君、千葉三郎君、小坂善太郎君、松本龍藏君といふやうに新たな委員が加

つております。昔ながらの非公式のものであります。問題はな

りませんが、新たに当選された人が出て来るといふことになれば、明らかに公のものだと私は理解するのであります。これを出すときには衆議院の方に諮られて、承認を求めて

政府は多數を持つておるのでありますから、承認を求められたら何も議論があるわけはないのであります。もしも形式論やこ

ういふものがやかましくなれば、政府はかつてなことができないといふことになりま

○高田(重)委員 そうすると過失かと思ひますけれども、どうしても訂正していただく必要があると思ふのです。この点どうですか。

○青木國務大臣 その点はいずれ閣議に話が出ましたときに、御希望のところは承つておいて申し述べたいと存じます。

○高田(重)委員 これは党へ傳りまして相談をしまして、また公式に意見を申し上げます。

○池田(正)委員長代理 それでは本日はこれにて散會いたします。午後零時五十八分散會

○高田(重)委員 共産党には学識経験者がいないといふことですか、ひとつはつきり御答弁願ひます。

○青木國務大臣 ごもつともでございます。さういふ考えは毛頭持つておりません。ただ学識経験者といふことを考へて参つたので、あるいはその点でそこへ気がつか

○高田(重)委員 共産党には学識経験者がいないといふことですか、ひとつはつきり御答弁願ひます。

○青木國務大臣 ごもつともでございます。さういふ考えは毛頭持つておりません。ただ学識経験者といふことを考へて参つたので、あるいはその点でそこへ気がつか

○高田(重)委員 共産党には学識経験者がいないといふことですか、ひとつはつきり御答弁願ひます。

○青木國務大臣 ごもつともでございます。さういふ考えは毛頭持つておりません。ただ学識経験者といふことを考へて参つたので、あるいはその点でそこへ気がつか

○高田(重)委員 共産党には学識経験者がいないといふことですか、ひとつはつきり御答弁願ひます。

○青木國務大臣 ごもつともでございます。さういふ考えは毛頭持つておりません。ただ学識経験者といふことを考へて参つたので、あるいはその点でそこへ気がつか